

第 14 回

檜山北部 3 町合併協議会会議録

日 時 平成 17 年 7 月 11 日 (月) 13 時 30 分

場 所 北檜山町健康センター

第14回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成17年7月11日(月)13:30~14:00

場所:北檜山町健康センター

1. 会議録署名委員の指名について

付議事件の報告

2. 報告第1号 新町における介護認定審査会の協議結果について

○出席委員

大成町

副会長 花田 千賀志 委員 高畑 實 委員 大野 忠勝
委員 奥村 喜美男 " 濱口 敬子 " 朝倉 満

瀬棚町

副会長 平田 泰雄 委員 柳田 眞 委員 濱口 勝利
委員 桜井 明雄 " 用名 要一 " 新保 静夫
" 工藤 芳江

北檜山町

会長 内田 東一 委員 斎藤 洋一郎 委員 酒井 誠一
委員 真柄 克紀 " 石川 文枝 " 中島 勝則

○第8条第2項委員

檜山支庁 佐藤 憲次

○欠席委員

大成町

委員 成田 直彦

北檜山町

委員 中山 修身

○幹事

幹事長 福島 一臣 幹事 越野 邦夫 幹事 高野 利廣
幹事 碓谷 恵一 幹事 水野 幸雄

○説明員

介護保健担当課長 大 東 幸 雄
" 石 岡 清 基
" 沖 崎 博 子
介護保険準備室長 中 野 真 一
" 係長 浜 口 喜 秋
" 主任 大久保 純 一

○協議会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕
町づくり推進係長 山 内 保 夫

開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

ただいまから、第14回目の檜山北部3町合併協議会を開催いたしたいと思います。

会長あいさつ

(道高事務局長)

それでは、開会に当たりまして、協議会会長の内田北檜山町長よりごあいさつを申し上げます。

(内田会長)

皆さん、大変お忙しい中、本日の第14回の3町合併協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

時の流れは早いもので、あと52日で新町の誕生を迎えるということでございます。先般、28日に第13回の協議会の中で、いろいろ新町における介護審査会のあり方につきましてのご協議、ご議論をいただいたわけでございます。皆さん方の28日のそれぞれご意見を参考にしながら、3町長の中でいろいろと会議を重ねてきたわけでございます。そういうことで今回、そうした結果につきまして皆様方に改めてご報告を申し上げたいというふうに思っているところでございます。どうかひとつ本会、14回の会議というのは恐らく最後の協議会になるのではなかろうかなというように思うわけでございますけれども、いずれにいたしましても本当に長い間、皆様方のご協力をいただきまして、いろいろの議論の末、今日まで着々と進んできたということにつきましては、改めて感謝を申し上げたいと思います。どうかひとつ本件につきましても、いろいろと皆さん方のご理解、ご協力をいただきますことを切にお願いを申し上げまして、開催に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございますが、本日の出席委員は20名でございます。規約第10条第1項によりまして、過半数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

それでは、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいいたします。

(内田会長)

それでは、これより本日の会議日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力のほどをお願いをいたします。

会議録署名委員の指名

(内田会長)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議運営規程第12条第2項の規定によりまして、濱口勝利委員と酒井誠一委員を指名いたします。

付議事件の報告

(内田会長)

続きまして、付議事件の報告を事務局からいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、本日の議事日程の2枚目をお開きいただきたいと思います。

第14回檜山北部3町合併協議会付議事件報告でございます。

1. 会長から報告があった事件は次のとおりである。

報告第1号 新町における介護認定審査会の協議結果について

以上のとおり報告する。平成17年7月11日、檜山北部3町合併協議会議長。

以上でございます。

報告第1号 新町における介護認定審査会の協議結果について

(内田会長)

それではここで、別紙の協議報告を事務局からいたさせる前に、3町長を代表いたしまして私から、この新町の介護認定審査会の協議状況についてのあらましについて報告をさせていただきます。

まず初めに、7月6日午前10時から3町長会議を開催いたしまして、せたな町における介護認定審査会のあり方についての協議を行ったわけであります。6月28日開催の合併協議会で、3町長が合意したとして報告した、合併協定に反しない内容で新町で今金町との介護認定審査会のあり方について協議をしていくことにしたことにつきまして、合併協議会后にこの原案について検討するため、介護準備室、各町介護保険担当課長、合併協議会事務局が検討会を開きまして、一つのたたき台を作成したところでございます。このたたき台につきましては、基本的に合併協定に沿うものでなければならないというのが基本でございます。そうしたことをまず第1の原則として考えたものでありまして、それには新町に法的拘束力を持つ介護審査会を設置して、合併町として敏速、公平性などの住民サービスをスピーディーに処理していく機関として置くものでありまして、新規の方や区分変更など、急を要する方などの新町住民を対象にして独自に審査を行っていくことにしており、3町長でこのたたき台について協議をして設置することに合意をしたところでございます。

さらにまた、8月31日まで檜山北部広域連合で取り扱っていた介護保険審査会の現状のメリットを最大限に生かすために、3町住民における継続審査の方、新規で判定困難なケースの方々など、これまでの今金町民と公平性を保持することが必要であるという見地から、今金町と新町との共同

による認定審査会を設置することについても確認をし合ったところでございます。特にこの共同審査会を置くことにした背景としては、今年に入ってから介護保険法の一部改正で、介護度の低い方々について新予防給付の判定が新しく課せられることとなりまして、これらのことを考えてみましても、町民の皆さんに不便や不安を抱かせることは絶対に避けるべきである。そのことから、今金町と共同での審査会を設置しておくことが、新町町民にとりましても利益にかなうものであると判断をした次第でございます。これらの協議結果をもとに、同日の午後6時から今金町長の出席を要請し、檜山北部広域連合4町長会議を開催をいたしまして、前段申し上げた方針につきまして協議を行ったところでございます。

結論から申し上げますと、3町が考えた原案に対し、今金町長は同意をされ、せたな町と今金町との2町における介護認定審査会を共同で9月1日から設置をすることにした次第でございます。この設置によりまして、今金町は檜山北部広域連合の解散及び財産処分の議案提案を行いまして、道知事に対する解散届けの手続を行うことで合意をしたところでございます。詳しい内容につきましてはこの後、事務局からいたさせますが、大変この問題につきまして4町間で協議を行ってまいりましたが、何かと協議会委員の皆様方を初め、多くの町民の皆様方に大変なご心配をおかけしたことに對しまして、心からおわびを申し上げたいと存ずるところでございます。

今、合併を目前にして、この問題をいつまでも長引かせることについては、3町にとりましても決して得策ではないという判断のもとから、ただいま申し上げたような結論に達したわけでございます。

以上、まことに簡単ではございますけれども、これまでの経過について、概略の報告をさせていただきます。以上でございます。

それでは続きまして、別紙の「せたな町・今金町介護認定審査会の共同設置について」の協議報告について、事務局から説明をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、議案の方の別紙にありますけれども、「介護認定審査会共同設置イメージ図」を見てお話ししたいと思いますので、一番最後の表をごらんいただきたいと思います。

まず今、会長の方からもご報告されましたように、新町における介護認定審査会の設置につきましては、基本的に合併協定の方針のとおりということで、せたな町にせたな町独自の介護認定審査会を置くものであるということでございます。その下の方に点線で囲った枠がありますが、こちらの方から話をしたいと思います。これは旧3町の住民を対象にいたしまして、新規な者、介護認定の区分変更だとか急を要する者ということであります。そしてまた、継続申請で比較的容易に判定できるような方々のものを、これらをせたな町の審査会で独自に審査体制をとりまして、3町町民の公平性を保つという、そのような目的で設置しようということでございます。そしてまた、この審査会を持つことによりまして、職員の専門性、資質の向上というものが相まって図られるものであるということでございます。

そしてまた、介護保険法では審査判定業務を行わせるためには、町にまず介護認定審査会を置く

ということになっておるわけでございます。そのことから、条例でこの審査会の委員を置くということにしておりまして、審査委員につきましては、5名の体制で一つの合議体を考えているわけでございます。5名の審査委員につきましては、これは今までも広域連合の中でやってきておりますけれども、3町の保健師さん、それからお医者さん、そしてまた特養ホームなどの施設長ということでもあります。この委員にかかるものにつきましては、報酬だとかそういう面もなるべく経費がかからないようにということでもあります。町の職員でありますと、その辺の報酬だとかそういうものがからないということで、今のところはそういう方々の体制で臨んだらどうなのかということ考えているわけでございます。

そしてまた、要介護認定の流れといたしまして、左の方に一次判定、二次判定、認定通知というふうにありますけれども、介護認定の流れといたしましては、まず申請者が本庁、旧北檜山町になります。そしてまた、各せたな区、大成区の方の総合支所の窓口でそれぞれを申請されるわけでございます。そしてその申請によりまして、そういう各区の保健師さんが自宅を訪問され、心身の状況調査を行いまして、かかりつけの医者に主治医の意見書を作成いただくという手順になるわけでございます。その後、一次判定ということでそれらの判定書によりましてコンピューターで判定が行われるわけでございます。これは自動的に一次判定がコンピューターで出てくるわけでございます。これから二次判定ということになるわけでございますけれども、この二次判定が介護認定審査会というふうになるわけでございますが、これは認定されて、そして調査によりまして一次判定の結果や主事医の意見書をもとに介護の必要性や介護度が決定されるというものでございます。これが二次判定でございます。こういったものの審査会を新町にも置くということになるわけでございます。そしてまた、その審査結果に基づきまして、自立、要支援、要介護1～5の認定を行って、その結果をそれぞれの区域に通知されるものでありますけれども、それぞれの区ごとに通知を行って、それぞれの介護支援、ケアマネージャーの方での各個人ごとの心身の状況に応じてサービスの計画が策定されることになるという流れになるわけでございます。こういったものが独自のもので条例として置くということでございます。

それからもう一方、新町としての審査会、下の枠の中に書いてありますけれども、共同設置の審査会の開催が基本的に今考えているのは、第2と第4の中で今行いたい。新町で独自で行うのは、第3週の中で開催したらどうなのかということで、かち合わないようになっているわけでございます。急を要する方の対応が可能でないかという現在の計画でございます。

また、続きまして上の方の枠になりますけれども、仮称として「せたな町・今金町介護認定審査会」、せたな町と今金町との間で地方自治法に基づく機関の共同設置による介護認定審査会を設置しようというものでございます。これが今金町、それと3町の町長で合意をされたということでございます。その内容でございますけれども、まず、当然に地方自治法に基づく機関の共同設置ということになりますから、2町で規約を定めることになるわけでございます。その規約の中には審査委員の選任、何人にするだとか負担の方法だとかいろいろありますけれども、これにつきましてはこの後、2町の中で十分に内容を精査いたしまして、8月中にはそれぞれの各町の議会におきまして規約の内容について協議を行って、9月1日にはその規約について町長職務執行者が専決処分を

行うという流れになるわけでございます。そして、新町の議会においてその専決処分について報告するということになるわけでございます。そういったことで、これから事務段階で調整をされるわけでございますけれども、共同設置につきましての審査委員につきましては、せたな町と今金町からそれぞれ推薦をしていただきまして、代表町長、今金町長になると思っておりますが、町長に委嘱をお願いするものであるということでございます。事務局はこれまでの経緯から今金町に行ってもらったらどうなのかということでございます。

運営費につきましては、基本的には両町の負担となるわけでございます。この負担のあり方につきましては、ただいま言いましたように、8月中までに事務段階の方で詰めていただくということで、その結果をそれぞれの各町の議会に報告することになると思っております。

そしてまた、せたな町として共同設置の審査案件については、先ほどせたな町の独自のものは新規、区分の変更で急を要する者ということでありましたが、共同設置の方につきましては、せたな町からは継続申請の方々、これは1年後、2年後という継続の変更関係の審査が行われるわけでございます。そういうもの。それから新規で判定困難なケースの場合、それから制度改正によって区分の変更が伴うものということでもあります。これにつきましては、新予防給付の制度が導入されるということで、18年の4月からそういった軽度の要介護に対する介護予防の判定のし直しがされるということ、法律的に施行されるというわけでございますので、それらに対する業務をこの共同設置の中で行って見たらどうなのか、ということでございます。

審査体制につきましては、二つから三つの合議体、15名ぐらいがどうなのかと。これにつきましても、あくまでもこれはたたき台でございますので、今後の両町での協議をしていくことになるかと思っております。

このように、新町に条例に基づく独自の審査会、そしてまた機関の共同設置による今金町との審査会ということで、二つの審査会を置くということにしたことでございますけれども、基本的にこれらの対応というものが法的にどうなのかということ、一番これは確認をしておかなければならないということだと思っております。この点につきましては、介護保険法におきましては、法的には原則としてそれぞれのまちに審査会を置くということでもあります。二つ置く、三つ置くということは想定されていないというのが現実でございますけれども、合併協議会におきましてこれまでの経過を踏まえた中での解決策として、新町が独自に設置することが法的に、適当でないということになれば、これらの対応も考える必要があるのではないかとということで、このような措置を図ろうというものでございます。地方分権におきましてこれからは、そのまち、そのまちの自己責任と説明責任をきちんと町民に対しましてご理解をしていただくことが必要でないかということだと思っております。法的には可能ではないか、やむを得ない措置なのかという、これも支庁の方にも私どもの方でそれを勉強させていただいた経緯がありまして、このようなイメージ、制度で対応していきたいということで考えたところでございます。これにつきましては今日、地域政策部長さんもおいででございますので、この点につきまして補足をしていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

(内田会長)

そうしましたら、佐藤委員の方から今のところについて補足をお願いしたいと思います。

(佐藤委員)

まず、前回の会議で委員として委嘱されまして、委嘱された途端にさまざまな意見が出たところでもあります。その中で、本日、3町長さん方いろいろご苦勞を重ねて今まとめていただいたということで、どうも本当にご苦勞さまでございます。

今あった事務局からの話の中で、法的にどうなのかというところは、先般もちょっとお話しさせていただきましたが、こういう提案の設置方法については、介護保険法あるいは地方自治法上の規定に明確に抵触するものではありませんので、それはもう法的には問題ないというところでありませぬ。いずれにせよ、先ほども事務局の方からもありましたが、効率性だとか経済性、公平性を踏まえた体制づくりだとか、そういう運用が前提でありまして、とにかく地域住民の理解が最も重要であるというふうに考えております。

以上です。

(内田会長)

ありがとうございました。

それでは、私の方から冒頭に、先般、28日の協議の皆さん方のご意見、それらを参考にしながら7月6日に今金町の町長も同席をしていただいて、本件につきましては先ほど報告したとおりでございます。ただいま、また事務局の方からこの介護認定審査会共同設置についてのイメージ図を参考にしながら皆さん方に報告を申し上げたところでございます。また、先ほど佐藤委員の方からも、それに対する補足の説明をしていただいたわけでございます。そこで、これから皆さん方のこれらの問題について、ご意見があればちょうだいしたいと思います。

(柳田委員)

説明ありましたように、6月28日の協議会以来、本当に町長さん方には大きなご苦勞をかけたのだらうなというふうに思っております。しかし、私を含めて委員の皆さん、さまざまな思いはおありであろうというふうに考えますけれども、しかし、合併に向かって会長からお話しありましたように、あと50日そこそこになった今、やはりそれはそれとして、今後に残されたものをいろいろ片づけていくことも必要であろうし、また大きく期待ができなくても、これの介護保険ということによって共同設置というような形も、またこれも万やむを得ない流れなのかなというふうにも考えますので、この合併に向かってこの報告を最終の結果報告として、これでよしとすべきだろうというふうに考えて、皆様のご賛同をいただいたらいかがでしょうかと思いますが、いかがでしょうか。

(内田会長)

ありがとうございます。

ではその前に、奥村委員の方からご意見をいただきます。

(奥村委員)

今、柳田委員の言ったことに尽きるのですけれども、私、一委員としては全く不本意な気持ちであります。ただ、今柳田委員も言われましたように、さきの13回の協議会では3町の町長の見解の統一を図ってほしい、まずこのことをして、そして4町の町長会議で合意を得たということなので、このことはまず私も尊重したいと思います。

それで、不本意な原因の一つとして、私は二重構造にして事務を煩雑化すると、このことがまず私としてはひっかかりますし、経費の負担割合がふえると、合併したからといって財政がよくなる、バラ色になるということは絶対ないはずで、そのことは私、この協議報告を見て不本意だと思わざるを得ないので、長引かせることは得策でないと、また協定内容に抵触しないと、こういうようなこともあって、3町の町長方にすると苦渋の決断であったなというふうに思っておりまして、この報告案については賛成せざるを得ないと、そういう思いです。

(内田会長)

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

本当に今、これは確かに従来のことから考えますと、奥村委員が言われたそういうようなことも考えられると思うのです。ただ、私は冒頭申し上げましたとおり、もうわずか50日そこそこになって、この問題についていつまでもこれを未解決のままにしているということになれば、これは町民の皆様方も大変な不安を抱かれるし、将来、新町誕生はいいのだけれども、果たしてうまくいくのだろうかという、そういう懸念を持たれるのでなからうかというふうに思います。

そしてまた、こうしたことを、対外的に見ても恐らく一体どうなのだと。本当に3町は合併してこの先うまくやっていけるのだろうかというような、そういう目でも見られると。そうすると新町の将来に向けて、これは決してプラスにならないというようなことで、先ほど申しましたように、原則的には昨年12月7日に決定をいたしました、皆さん方のご承認をいただきました中身につきましては、実際にそれは曲げるわけにはいかないと。基本的にはその合意協定書を尊重しながら、そしてそれをもとにしながら、その上に立って円満にお互いに打開をできる方法がないかというようなことで協議を重ねた結果、こうした結論に達したということでございますので、それぞれ皆様方の中には、全く意に反するところがあるかと思っておりますけれども、そういう面はひとつご理解をいただきまして、今後これをこれからプラス思考にどうやって変えていくのかということ、真剣

に考えていき、これからもまた皆さん方のご協力をいただきまして、この後の結果がよくなるようにひとつ皆さん方のご協力を重ねてお願い申し上げたいと存じます。

そのほかご意見ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、この協議の結果につきましては、了承をすることに決定をいたしました。

それでは、これで本日の議事日程に上げられました協議議案につきましては、終了させていただきたいと存じます。ありがとうございました。

閉 会

(内田会長)

本当に今日は皆さん方のご理解をいただきまして、ただいま報告を申し上げましたとおりに、皆さん方の合意を得たということは、本当に私どもにとりましても肩の荷がおりたと申しますか、そういう意味では大変うれしく思うわけでございます。これもひとえに、協議会の委員の皆さん方のお力添えのたまものであると深く感謝を申し上げたいと思います。しかし、これからが新町に向けての大事な時期でございます。これで油断をすることなくこれからも前進をし、最終的には町民の皆さん方に本当に喜ばれるような合併にこぎつけていきたいというふうに思っておりますので、どうかこれからも皆様方のご協力を切にお願い申し上げまして、本日の会議を閉じたいと思います。ありがとうございました。

(午後2時00分)